

「アジア太平洋地域平和連携推進業務委託」企画提案募集要領

沖縄県では、「アジア太平洋地域平和連携推進業務委託」を実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 業務の目的

沖縄を取り巻く安全保障環境は中国の台頭、米中対立等を要因として厳しさを増しており、米軍基地問題に関する万国津梁会議からは、在沖米軍基地の整理・縮小のための喫緊の課題として、沖縄県はアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けて取り組む必要があるとの提言がなされている。

また、県では同提言を踏まえ令和3年5月に「本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小について（要請）」を、令和4年5月に「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」を日米両政府に対し手交し、アジア太平洋地域における信頼醸成や緊張緩和のための役割を担う決意を示している。

このようななか、復帰50年を迎え、琉球王国時代にアジアの国々との交易を通して、人と文化の架け橋すなわち「万国津梁」を目指してきた歴史や、日本本土と東アジア及び東南アジアの中央に位置する地理的特性等を生かして、沖縄県が同地域全体の平和と安定の構築に向けて積極的な役割を担うことにより、地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与していくこととしている。このため、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を定めており、同方針を踏まえてアジア太平洋地域との協力可能性等の調査を行う。このような取組を進めることで、将来的な沖縄県における基地負担の軽減に繋げることを目指して本事業を行う。

2 業務の概要

ASEANの本部が設置されているインドネシアのほか、同国以外の加盟国との連携の方向性等を調査するとともに、令和4年度及び令和5年度で調査した国・地域との協力可能性等についての検討を行い、将来的なMOU（連携協定・了解覚書）締結を見据えた取組を推進する。

- (1) アジア太平洋地域における国際的な課題等を踏まえた沖縄との連携の方向性等についての調査
- (2) アジア太平洋地域の各種分野における有識者等会議開催業務
- (3) シンポジウム等開催業務

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（本号において、以下「法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものでないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本委託業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有し、正・副計 2 名以上の担当者を配置できるものであること。
- (4) 応募は共同企業体でも可とし、その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること。

4 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5 応募申請書等の提出方法

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時 15 分必着（期限厳守）
- (2) 提出場所 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 1 階
担当 松岡、城間
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 部 数 10 部
- (5) 二次審査 書類審査の後、必要に応じて実施（5 月 27 日（月）を予定）
- (6) 質問受付 企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書（様式 8）に記入し、電子メール又は FAX で提出すること。質問書を提出した場合は電話等により到達を確認すること。質問に対する回答は県平和・地域外交推進課ホームページに掲載する。
質問締切：令和 6 年 5 月 10 日（金）

メール：aa071706@pref.okinawa.lg.jp

FAX：098-869-7018

電話：098-894-2226

6 提出書類等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 会社概要表（様式3）
- (4) 積算見積書（様式4）

積算見積書の費目については、以下の内容で提出すること。

- ① 直接人件費（業務内容ごとに記載）
- ② 直接経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等）
- ③ 一般管理費
- ④ 消費税

（注）各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- (5) 事業計画（実施体制を含む）（様式5）
- (6) 実績書（様式6）
- (7) 応募者が暴力団等でないことの誓約書（様式7）
- (8) 質問書（様式8）（質問がある場合のみ提出）

※提出された提案書等は返却しない。

7 受託事業者の決定

(1) 選定方法

ア 沖縄県知事公室内に設置する選定審査会において、各提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を第1位の候補者として選定する。

イ 選定審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

ウ 第1位の候補者が辞退した場合、又は委託に関する県との協議が整わなかった場合は、次点順位の申請者を選定する。

(2) 審査基準

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか

イ 当該委託業務の遂行に有効な、具体的で優れた手法が提案されているか

ウ 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか

エ 当該委託業務の遂行に資する実績があるか

オ 合理的なスケジュールが提案され、予算の範囲内で適切に経費が見積

もられているか

(3) 委託契約

ア 沖縄県は原則として、第1位選定者と委託内容について協議を行い、委託契約を行うこととする。

イ 第1位の候補者との間で委託内容に関して合意に至らなかった場合は、次点以降の提案者と協議を行い、委託契約を行うこととする。

(4) 選定結果

選定結果については、選定審査会で第1位の候補者を決定した後に通知する。

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 期限までに提出のあった提案書について、後日、プレゼンテーションを求められることがある。
- (3) 提出書類の作成及びプレゼンテーションへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別の事項については、県と候補者の協議の上、是正して実施することとする。したがって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 一提案者（共同企業体で提案する場合は一つの共同企業体）につき、提案は一件とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書による。

9 問い合わせ先

沖縄県知事公室平和・地域外交推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

担当：松岡、城間

電話：098-894-2226